

●香川県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月13日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 太田上町志度線（147号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字上川東38番 3地先から 高松市六条町字上川東50番 3地先まで	25.1~43.4	146	平成28年香川県告示第215号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年10月13日